

様式第2号（第6条関係）

不妊ステップアップ治療（体外受精・顕微授精）助成受診等証明書

年 月 日

医療機関所在地
名 称
主治医氏名

下記の者については、ステップアップ治療以外の治療法によっては妊娠の見込がない又は極めて少ないと思われるため、ステップアップ治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

医療機関記入欄（※主治医が記入してください。）

(フリガナ) 受診者氏名	夫	()	妻	()
生年月日・年齢		年 月 日(歳)		年 月 日(歳)
今回の治療期間 ※1	年 月 日 ~ 年 月 日 <small>(妊娠確認日又は治療を中止した日)</small>			
妊娠の有無	有 ・ 無			
治療ステージ	A ・ B ・ C ・ D ・ E ・ F ・ 男性			
保険診療	<input type="checkbox"/> 保険適用あり <input type="checkbox"/> 保険適用なし 保険診療による治療回数 今回の治療は保険適用_____回目			
高額療養費制度	<input type="checkbox"/> 利用あり <input type="checkbox"/> 利用なし			
領収金額 ※2 ※3	【今回の治療にかかった領収金額合計】 ステップアップ治療費（以下の治療費を除く。） _____ 円 うち、先進医療に係る治療費 _____ 円 男性不妊治療費 _____ 円			
備考 ※4				

上記治療期間中に実施した先進医療

医療技術名	実施日	領収金額
子宮内膜刺激術（SEET法）	年 月 日	円
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	年 月 日	円
子宮内膜擦過術（子宮内膜スクラッチ）	年 月 日	円
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術（PICSI）	年 月 日	円
子宮内膜受容能検査1（ERA）	年 月 日	円
子宮内膜受容能検査2（ERPeak）	年 月 日	円
子宮内細菌叢検査1（EMMA/ALICE）	年 月 日	円
子宮内細菌叢検査2（子宮内フローラ検査）	年 月 日	円
強拡大顕微鏡を用いた形態学的精子選択術（IMSI）	年 月 日	円
二段階胚移植術	年 月 日	円
タクロリムス投与療法	年 月 日	円
膜構造を用いた生理学的精子選択術	年 月 日	円
着床前胚異数性検査1	年 月 日	円
着床前胚異数性検査2	年 月 日	円

- 当医療機関は、実施した先進医療の実施医療機関として承認されている。
 上記の先進医療について、保険適用となる体外受精又は顕微授精と併用して実施した。

- ※1 治療期間については、採卵準備又は凍結胚移植を行うための投薬開始等を行った日から治療終了日までを記載してください。ただし、主治医の治療方針に基づき、採卵準備前に男性不妊治療を行った場合は、男性不妊治療を行った日からステップアップ治療終了日までを記載してください。
なお、治療終了日は原則として、妊娠判定日又は医師の判断に基づき治療を終了した日ですが、これ以外の場合は、医師が治療の終了と判断した日を記載してください。
- ※2 受診者の自己負担額を記入してください。
- ※3 入院室料,食事療養費,文書料等の不妊治療に直接関係のない費用は助成対象外です。
- ※4 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合（院外処方等）は、主治医が患者からその領収書の提出を受け、主治医がその医療機関の名称と領収金額を記載してください。

（注）助成対象となる治療は、次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
 - B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施（採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1～3周期程度の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合）
 - C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
 - D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了
 - E 受精できず、又は、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
 - F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止
- （※）採卵に至らないケース（女性への侵襲的治療のないもの）は助成対象となりません。
男性不妊治療 ステップアップ治療の過程で、精巣又は精巣上体から精子を採取する手術

- ※ステップアップ治療とは、体外受精及び顕微授精（体外受精・顕微授精の過程で実施した男性不妊治療を含む。）をさします。ただし、以下の治療方法は除きます。
 - ・夫婦以外の者の精子、卵子又は胚を使用するステップアップ治療
 - ・卵巣又は子宮の摘出等により、その卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の者の子宮に医学的な方法で注入し、当該者が妊娠及び出産するステップアップ治療
 - ・夫婦の精子及び卵子は使用できるが、子宮の摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫婦の精子及び卵子を体外受精して得た胚を妻以外の者の子宮に注入し、当該者が妊娠及び出産するステップアップ治療
 - ・上記2項目の治療を行うための男性不妊治療